いじめ防止等対策の取り組みについて

東京工業高等専門学校

		点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
15 東京	1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ防止基本計画に「いじめ」の定義を明記し、全教職員への周知、意識啓発を行った。	引き続き教職員集会での理解度の確認を行う。	令和８年4月済
15 東京	2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催（令和7年度開催実績 6回）し、いじめ及びいじめに発展する恐れのある事案等について情報共有し、必要な措置等を検討した。	引き続き定期的にに開催	－
15 東京	3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教員を対象とした研修を教育研究会（参集）において実施し、職員を対象とした研修をオンラインで実施した。	引き続き定期的にに開催	－
15 東京	4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画に「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を明記し、全教職員へ周知した。	定期的な周知を行いコンプライアンス委員会(学校いじめ対策委員会)の存在意義を定着させる	－
15 東京	5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	「学校いじめ対策委員会」で年間計画を策定し、教育研究会や研修資料で周知した。	教職員集会等でいじめ防止プログラムの説明を実施する	－
15 東京	6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全教職員に対して、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告するよう周知徹底した。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、総合学生支援センターへの情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	－
15 東京	7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に「重大事態」の定義及び「学校いじめ対策委員会」の役割を明記し、全教職員への周知を行った。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う	－
15 東京	8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsを活用し、関係教職員が情報共有できる体制を構築、運用した。	引き続き日常的な情報共有を行う	－
15 東京	9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年度の取り組みを検証し、令和8年度の学校いじめ防止プログラムに反映した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	－
15 東京	10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを4回実施し、結果等を学校いじめ対策委員会で共有した。	引き続きアンケートを実施する。	令和８年11月
15 東京	11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	学校いじめ対策委員会の構成員として、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者を置いており、学校いじめ対策委員会を介し教職員間で情報共有できる体制を構築、運用した。	必要に応じカウンセラーに情報を共有し対応をする。	－
15 東京	12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学生集会において学生主事から講話を行った。	引き続き学生集会で講話を行う。	－
15 東京	13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	学生集会での主事講話を実施するとともに、いじめ防止週間でHRでいじめ防止の動画を視聴した。	引き続き全学年を対象に研修を実施する。	－
15 東京	14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生が主体的にいじめ問題に行動できるよう、学生会に促した。	引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う。	－
15 東京	15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページにおいて学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	引き続きホームページで案内をおこない、また、年４回の広報誌で周知をおこなう。	－
15 東京	16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ事案の対処マニュアルにおいて、被害・加害双方の保護者に対して説明等することとしている。	適切かつ迅速に対応するために「事案対処マニュアル」の見直しを行う予定。	令和9年3月
15 東京	17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者で構成される「参与会」において、学校のいじめ防止等にかかる取り組み状況を報告した。	引き続き「参与会」において報告を行う。	令和8年1月
15 東京	18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	学校いじめ防止基本計画に掲載するとともに、警察等外部機関と連携体制を確認した。	事案発生時に速やかな連携がとれるよう、連絡体制と連絡部署の確認を行った。	－